独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 - )がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのプロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2014年1月22日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [ 2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 2 国名:ミャンマー 担当:東南アジア・大洋州部

案件名:バゴー地域西部灌漑開発事業実施能力強化【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間:2014年3月下旬~2015年3月下旬

## 2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における、円借款案件実施促進、又は、灌漑事業に係る施工監理及び技術移転にかかる経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2014年2月5日から2014年2月7日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2014年2月5日から2014年2月10日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年2月21日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 3月上旬

(5) 契約交涉 : 3月上旬~3月中旬

### 5 業務の目的

ミャンマーにおいて、農業セクターは食糧生産・供給、輸出、雇用面で重要な役割を担っており、GDPの27.5%、輸出益の17.5%を占め、農村に居住する約7割の国民の主な生計手段となっている。政府は農業生産性向上を目的に灌漑面積の拡大をはかっているが、灌漑率は周辺ASEAN諸国よりも低い。灌漑率の低さの原因の一つとして灌漑施設の機能低下があげられており、新政権になり維持管理予算を増加し改修を進めているが大規模な改修・整備はできず、根本的な対策はとられていない。

こうした中、JICAはバゴー地域において灌漑施設の整備・改修並びに必要機材の整備を行うことにより農業生産の増加を図り、同地域農民の生計向上に寄与するため、有償資金協力事業「バゴー地域西部灌漑開発事業」(以下、「借款本体事業」という。)を実施予定である。施工は、実施機関であるミャンマー政府農業灌漑省灌漑局(以下、「ID」という。)により、直営方式で実施される。借款本体事業は4つの灌漑地区を対象とするが、このうち北ナウィン灌漑地区、南ナウィン灌漑地区については、既に詳細設計相当の情報があることから、借款本体事業で雇用されるコンサルタントの業務開始(2015年4月業務開始を想定)を待たずに施工開始予定である。

他方、IDは、1984年借款契約調印の「南ナウィン灌漑事業」以来円借款事業を実施しておらず、他援助機関の事業もほぼ停止していたことから、援助資金による事業実施の経験が不足している。本事業では、建設機械の国際競争入札や、セメント、燃料等資機材の現地競争入札が多数行われる予定だが、それら調達がJICA調達ガイドラインの精神を遵守して行われるよう、調達担当部局への助言・指導が必要である。また、借款本体事業では施工監理業務をID内の灌漑技術センター(以下、「ITC」という。)が担当する予定である。IDはこれまで直営方式で灌漑事業を実施し、ITCは主としてその品質管理面の点検・指導を行ってきたが、施工監理、及び工程管理・安全管理に関する点検・指導経験は乏しい。また、環境社会配慮のモニタリングはIDの調査課が実施するが、彼らの経験も不足している。

以上背景から、本業務は借款本体事業が計画どおりに実施されるよう、IDによる円借款事業の管理及び施工監理にかかる能力強化を目的に実施する。

本業務により期待される成果は以下のとおり。

- 1) ID本局内に設置される事業実施委員会(Project Implementation Committee(以下「PIC」という。)の機能 や役割が明確化されると共に、委員や事業関係者のPICの機能や役割に対する理解が深まり、PICが効率的に運 営されるようになる。
- 2) 対象地域におけるID地方事務所に設置される事業管理ユニット(Project Management Unit(以下「PMU」という)の機能や役割が明確化されると共に、ユニットメンバーや事業関係者のPMUの機能や役割に対する理解が深まり、PMUが効率的に運営されるようになる。
- 3) 北ナウィン灌漑地区、南ナウィン灌漑地区の整備における資機材等の調達・支出管理が適切に行われる。
- 4) 国際競争入札による建設機械の調達が適切に実施される。
- 5) ITCの施工監理業務(施工部局が行う施工管理(品質管理、安全管理、工程管理、出来高管理)に関する点検・指導を含む)能力が強化される。
- 6) 調査課の環境社会配慮に関する適切な理解が進む。
- 6 業務の範囲及び内容

### (1)業務対象地域

灌漑局本局(ネピドー)、及びプロジェクトサイト(バゴー地域ピィ郡の北ナウィン灌漑地区、南ナウィン灌漑地区、ウェジ灌漑地区、およびタヤワディ郡のタウンニョ灌漑地区)

## (2)実施機関

### 農業灌漑省灌漑局

### (3)業務内容

- 1)事業管理能力強化
  - ・ID関係部局と協議し、PIC / PMUの準備状況、灌漑施設整備に係る資機材調達の状況、建設機械調達の状況を確認する。
  - ・状況に応じ、PIC / PMUの立ち上げ、役割や機能の明確化に係る助言・指導する
  - ・L/A、調達ガイドライン等への準拠性、調達の適格性に係る助言・指導する
  - ・上記関連書類に係る決裁手続き(スケジュール)をフォローする
  - ・貸付実行請求書類等の作成や、貸付実行に向けた関係機関間(実施機関、財務省、エージェントバンク等) の連携・調整に係る指導・支援する
  - ・借入人・実施機関によるJICAへの案件進捗報告、特に案件進捗報告書(PSR: Project Status Report)作成のための支援を行う。
- 2)施工監理能力強化
  - ・ITCの施工監理業務の進め方にかかる考えを確認後、具体的な業務実施計画(案)や実施体制(案)を協議し、作成する。
  - ・PIC / PMUと施工監理業務の実施計画(案)、実施体制(案)について確認し、承認を得る。
  - ・ITCによる施工監理業務の実施について、必要な助言・指導を行う。
- 3)環境社会配慮関連業務
  - ・ID調査課と環境管理計画、環境モニタリング計画を確認した後、具体的な業務実施計画の作成を支援する。
  - ・環境モニタリングに必要な機材を確認し、不足している場合はその調達を支援する。
  - ・施工開始後、業務実施計画に基づき、環境社会配慮が遵守されているか、確認する。

# 7 成果品等

- (1) インセプションレポート(IC/R) (2014年3月下旬)
- (2)ドラフトファイナルレポート(Df/R)(2015年2月上旬)
- (3)ファイナルレポート(F/R) (2015年3月上旬)
- (4) デジタル画像集 (2015年3月上旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)総括/円借款実施促進支援(評価対象予定者)
- (2)施工監理能力強化(評価対象予定者)
- (3)円借款資金管理支援
- (4)環境社会配慮
- 9 特記事項
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年3月より「灌漑施設改修事業準備調査」を実施中

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。